

アメリカの一九四九年国際請求解決法とその適用

——在外国有化財産の補償について——

川 岸 繁 雄

- 一 はじめに
- 二 補償の算定
 - (一) 収用時点の評価
 - (二) 財産評価の基準
- 三 補償の範囲
 - (一) 間接損害
 - (二) 利息
- 四 おわりに
- 一 はじめに

第二次世界大戦後における東欧諸国の国有化は、当初戦争犯罪人の私有地や企業など特定の資産や産業に限定さ

れていたが、一九四七年以降においては資本主義制度から社会主義制度へ移行する過程における私的生産手段の公有化、つまり社会化の⁽¹⁾かたちで一般化するに⁽²⁾いたった。このような国有化現象は大戦後社会主義国の社会主義建設や新興独立国の経済的独立達成のための経済的、社会的改革として現代国際社会の一つの大きな時代的特徴をなしている。

国際法上、外国資産の接収との関連において、国有化は国家が外国人財産を収用する場合国際法上当然に補償を支払う義務を負うか否か、また補償の義務があるとすれば、どのような補償がいつどのように支払われなければならないかといった問題を提起している。⁽³⁾たとえば「天然資源に対する永久的主権」に関する国連の総会決議一八〇三(XVII)によれば、⁽⁴⁾国有化にともない国家は国際法にしたがって「適当な補償」(appropriate compensation)を支払わなければならないとされているが、「天然の富と資源に対する永久的主権」についての国連総会第二委員会における討議の過程において、アメリカ代表がこの適当な補償とは国際法上「迅速、十分かつ実効的な補償」(prompt, adequate and effective compensation)を意味するものと解釈されるべきであると主張したの⁽⁵⁾に対して、ソビエト代表は国際法上補償の支払い義務についての規則が存在しておらず、補償が国際法上は認められないのみならず道義的にも正当化されえないと主張している。⁽⁶⁾このような論義を背景として採択された前記の総会決議は、西欧のいわゆる先進資本輸出国側と社会主義国側との妥協的産物である。⁽⁷⁾そのために、補償についての国際法上の基準が明示されておらず、異なった解釈の余地が残される結果となった。⁽⁸⁾学説上も、この国有化の補償について三つの異なった見解がとられている。第一の見解は外国人財産の収用について一般的な国有化と個別的な収用を区別しないで

国際法上ひとしく補償義務を認め、その補償が国際法上有効であるためには迅速、十分かつ実効的でなければならぬとする伝統的な見解であり、第二のものは国家の経済的、社会的構造の变革としての一般的な国有化については国際法上の補償原則を拒否し、補償が *ex gratia* に与えられることがあるとしても、補償問題は国有化国の裁量に委ねられているとする見解である。⁽⁹⁾ 第三の見解は、通常の個別的な収用についてのみ「迅速、十分かつ実効的な補償」原則を適用し、一般的で非人格的な収用としての国有化については国有化国の財政的な困難や支払い能力を考慮した、いわゆる「部分的な補償」(partial compensation) を許容する相対的な見解である。⁽¹¹⁾

東欧諸国における大戦後の国有化法はこの補償の観点からするならば、旧敵国民または対敵協力者の財産を除いて、一般的に国有化にともなう補償を規定していた。⁽¹²⁾ しかし、これらの国有化国における国内的救済の実効性を疑問としたアメリカ政府は、これら一連の国有化措置とともに外交手続によってアメリカ資産に対するアメリカの権利を留保して「迅速、十分かつ実効的な補償」を要求し、たとえば、一九四六年にポーランド、チェコスロヴァキア両国政府からアメリカ資産の国有化についての「十分かつ実効的な補償」(adequate and effective compensation) の合意を得た。⁽¹³⁾ さらに、国有化法によっては、たとえばルーマニア国有化法のように、この補償が長期の公債のかわりで規定されており、アメリカ政府は、国有化企業の将来期待される利潤によって償還されると考えられたルーマニアの「国有化産業基金」(Fonds de l'Industrie Nationalisée) の債権による補償が「迅速、十分かつ実効的な補償」とはみなされないとして、アメリカ国民のためにすべての権利を保留するとともに、ルーマニア政府がアメリカ国民の収用財産を返還するか、あるいはそれに対して「十分かつ実効的な補償」を迅速に支払うかしなければ

ならない、と主張した。⁽¹⁴⁾

このように、アメリカ政府は在外自国民に関する従来の伝統的な国際法上の外交的保護権にもとづき、アメリカ国民の資産の収用について一貫して「迅速、十分かつ実効的な補償」を要求して、一九四八年七月一九日ユーゴスラヴィア政府との間に、アメリカ国民の財産ならびに財産上の権利、利益の国有化その他の収用にもとづくアメリカ国民の請求の完全な解決のためにユーゴスラヴィア政府がアメリカ政府に対して一七〇〇万ドルを支払う、いわゆる一括支払い協定 (lump-sum payment agreement) を締結した。⁽¹⁵⁾そして、その後もアメリカ政府は、この外交手続によってルーマニア^(一九六〇年三月三〇日)、ポーランド^(同年七月一六日)、ブリガリア^(一九六三年七月二日)との間にアメリカ資産の国有化に関する補償協定を締結するにいたった。⁽¹⁶⁾

これらの協定がいずれも補償の支払いとともに国有化国に対するアメリカ国民の請求を完全に解決し、補償の個別的な配分をアメリカ政府の排他的な権限としているように、一九四九年アメリカ議会において、アメリカの在外資産の国有化その他の収用にもとづくアメリカ国民の請求についてアメリカ政府が国有化国と締結する補償協定の国内的な実施を目的とした国際請求解決法 (International Claims Settlement Act of 1949) が制定された。⁽¹⁷⁾そして、そのようなアメリカ国民の対外請求を受理して個々の請求の妥当性とその裁定額を決定するものとして、アメリカ国際請求委員会 (International Claims Commission of the United States) がアメリカ国務省に設置された。一九五四年、この国際請求委員会はアメリカ対外請求解決委員会 (Foreign Claims Settlement Commission of the United States) に再編されたが、⁽¹⁸⁾いづれも独立した準司法的機関として請求の裁定にあたって、関連請求協定の諸

規定、衡平と善ならびに国際法上の諸原則を適用すべきものとされた。その意味において、一九四九年国際請求解決法とその適用をとおして、国際請求の受理可能性および外国資産の国有化にともなう補償について、国際法の諸原則がどのように解釈・適用されているかをみることは国際法上も十分意義があると考えられる。

本稿においては、そのような観点から一九四九年国際請求解決法とその適用において、国有化の補償が国際法上どのような原則にもとづいて裁定されるか、換言するならば国有化にともなう補償の算定とその範囲との関連において国際法がどのように解釈・適用されているかを検討する。

- (1) 経済の特定部門に限定されず国家の経済、社会構造全般の改革を目的とした国有化はときとして社会化 (socialisation) と呼ばれるが、この種の国有化の区別は経済・社会政策的な意義しかなく、適用される法則についてはなんらの意味ももたない (Rolin, H., *Avis sur la Validité des Mesures de Nationalisation décrétées par le Gouvernement Indonésien*, *Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht*, Juli 1959, p. 267°).
- (2) Cf., *Les Nationalisations en Europe Orientale*, *Documentation Française*, No. 1592, 1952, p. 3.
- (3) 外国資産の接収にともない、補償がいつどのように支払われねばならないかは補償支払についての法的義務の有無とは異なった問題であるが、補償の法的根拠となる補償支払い義務の存在をまったく無視して補償の性格を評価することはできない (Foulloux, Gerard, *La Nationalisation et le Droit International Public*, Paris, 1962, p. 417°).
- (4) *General Assembly Resolution 1803 (XVII)*, 14 Dec., 1962.
- (5) *Official Records of the General Assembly (Seventeenth Session)*, *Second Committee, Economic and Financial Questions*, 1963, pp. 234, 327.
- (6) *Ibid.*, pp. 229-230. その他、ハンガリー、ロシアの各国代表も、アメリカ代表が主張した国際法の一部としての「正

速、十分かつ実効的な補償」の概念が新興国にとって不当であり、「迅速、十分かつ実効的な補償」の支払いが多くの諸国にとって不可能であるとしてソビエトの修正案を支持した (Ibid., pp. 297, 315-316)。

(7) Ibid., p. 231. たゞせば、チリー代表によれば、国有化の補償問題について三つの見解、すなわち決議案において補償を詳細に規定しようとする見解、補償の支払いを十分な補償と結びつけ、結果的に補償の可能性を制限してしまう見解、さらにソビエト代表が主張するように、国有化について国際法への言及をいっさい削除する見解が提示された。そして討議の結果、補償の概念が放棄されたならば妥協は不可能であることが明らかとなった。

(8) アメリカ國務省の見解によれば、「天然資源に対する永久的主権」に関する決議の成立経緯からして、「適当な補償」とは「迅速、十分かつ実効的な補償」を意味するというアメリカの解釈が支持されることとなる (Schwebel, Stephen M., 'The Story of the U. S.'s Declaration on Permanent Sovereignty over Natural Resources, American Bar Association Journal, Vol. 49, 1963, p. 463)。

(9) Cf., Anador, F. V. Garcia, Responsabilité de l'État à raison des dommages causés sur son territoire à la personne ou aux biens des étrangers, Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 23.

「迅速、十分かつ実効的な補償」はメキシコ政府の土地収用ならびに石油資産の国有化の際にアメリカのハル國務長官によって定式化された。つまり主権国家は公の目的のために財産を収用する権利を有するが、この権利がいわゆる「十分、実効的かつ迅速な補償」をなす義務に条件づけられており、したがって収用の合法性がこの要件の遵守いかんにかかっていると云ふ (Cf., Expropriation by Mexico of Agrarian Properties Owned by American Citizens, Am. J. Int'l L., Supplement, 1938, p. 182, 193; Expropriation of American Oil Properties by Mexico, Department of State Bulletin, Vol. II, 1940, p. 380)。⁹ このようにして、アメリカ政府は外国資産の収用が国際法の標準、すなわち公益を目的とし、無差別であつて「正当な補償」をとるものなかりにおいて、主権国家の権利として一貫して承認してきている。そして、この「正当

な補償」とは「迅速、十分かつ実効的な補償」を意味するべし、¹³「正当な補償」をとみなわない収用は、その目的がどうであれ国際法違反とみなされる (Collier, Ellen C., *Expropriation of American-Owned Property by Foreign Governments in the Twentieth Century, International Legal Materials, Vol. II, 1963, p. VIII*)¹⁴。

(9) Cf., Seidl-Hohenveldern, Ignaz, *Communist Theories on Confiscation and Expropriation: Critical Comments, American Journal of Comparative Law, Vol. 7, 1959, pp. 548-549*. たゞ、¹⁵「国際民主法律家協会の第六回会議において、Bystriicky は国有化が一般的で無差別であれば国家は自国の領域内に居住する外国人に対して補償を支払うことなく国有化に訴えることができると主張している」。

(11) Cf., Becker, Loftus, *Just Compensation in Expropriation Case: Decline and Partial Recovery, Dep't of State Bull., Vol. XL, 1959, p. 786*. 「部分的な補償」の概念はすでに一九三七年に英国の国際法学者 H・ラウターバクトによって主張された。つまり、戦時において破壊された中立国民の財産について補償する義務がないことの類推から、基本的な社会改革の過程における収用について「十分な補償」が適用された場合に収用が不可能になるとして、「部分的な補償」が主張された。

(12) La Documentation Française, op. cit., p. 8.

(13) Cf., *Dep't of State Bull., Vol. 15, 1946, pp. 912, 1005*.

(14) *Dep't of State Bull., Vol. 19, 1948, p. 408*. その後、一九五五年八月、ルーマニアとの平和条約および国際法上の権利を行使して、アメリカ政府はルーマニアの在米凍結資産（政府と法人資産）の権利移転をおこなった。そして、ルーマニア政府に対する請求の補償基金は対外請求解決委員会による認容総額（利息を除く）六〇〇万ドルの三分の一強の二一〇〇万ドルに縮じた (*Dep't of State Bull., Vol. XLI, 1959, p. 764*)¹⁶。

(15) *Dep't of State Bull., Vol. 19, 1948, p. 140*.

(16) ルーマニア政府は、アメリカ政府に対して在米ルーマニア凍結資産（政府と法人資産）額二二〇二万六三七〇ドルを含め、総額二四五二万六三七〇ドルを支払うことに同意した。そして、在米ルーマニア凍結資産額を差引いた二五〇万ドルは一九六〇年七月一日から一九六四年七月一日までの五回の割賦払いとされた（Dep't of State Bull., Vol. XLII, 1960, p. 670）。また、ポーランド政府はアメリカ資産の国有化にともなう補償としてアメリカ政府に対して総額四〇〇〇万ドルを一九六一年一月一〇日から二〇〇万ドルの二〇回の割賦払いで支払い、アメリカ政府が在米ポーランド国民資産の凍結を解除することが規定された（Dep't of State Bull., Vol. XLIII, 1960, p. 226）。⁴⁷⁾ また、ブルガリア政府は、戦時損害、国有化ならびに債務から生ずるアメリカ国民の請求解決のために、第二く世界大戦中に凍結された在米ブルガリア政府ならびに会社資産額三一四万三三九八ドルを含め、アメリカ政府に対して総額三五四万三三九八ドルを支払うことに同意した。そして、この在米ブルガリア資産額を差引いた四〇万ドルは一九六四年七月一日と一九六五年七月一日の二回の割賦払いとされた（Dep't of State Bull., Vol. XLIX, 1963, p. 138）。

(17) Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 1st Sess., Vol. 95, No. 120, p.156; Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 2nd Sess., Vol. 96, No. 31, p. 1839. Cf., An Act to Provide for the Settlement of Certain Claims of the Government of the United States on its behalf and on behalf of American Nationals against Foreign Governments, United States Statutes at Large, Vol. 64, 1950, p. 12.

(18) House Document, No. 381 (83rd Cong., 2nd Sess.), Reorganization Plan No. 1 of 1954, p. 1.

二 補償の算定

一九四九年国際請求解決法の適用を通じて、国際請求委員会と対外請求解決委員会は、財産の国有化その他の収

用にともない、国有化国が国際法上権利所有者に対して「迅速、十分かつ実効的な補償」を支払わなければならない義務を負うとした。⁽¹⁾しかし、同法の立法過程において、ユーゴスラヴィア政府との請求協定の一括補償が請求総額の四二・五パーセントに過ぎないとして、アメリカ国民の請求を解決するに十分であるか否かが議論された。⁽²⁾

アメリカ国務省が、下院外務委員会の公聴会において、一七〇〇万ドルの一括補償が過去の実行に照らして請求の公正価値 (fair value) を十分包含するものであると主張したと⁽³⁾同じように、下院本会議における法案の提出理由の説明でも、一八〇三年から一九三四年までの過去一世紀余の実行における請求額と裁定額との比率が九・八八パーセントであり、さらにメキシコ政府の石油資産国有化にともなう補償についても、請求額四億ドルに対する補償額が二四〇〇万ドルであって請求額と裁定額の比率が約三パーセントであった事例に照らしても、ユーゴスラヴィア政府との請求協定によって得られた補償が十分なものであると力説された。⁽⁴⁾

請求者がその請求を⁽⁵⁾けて過少評価しないということは国内法上もよく知られた事実であるが、国際法上、補償が有効であるためには十分でなければならないとき、まず国有化財産の評価の基礎となる諸原則、または収用の対象となった財産の価値の評価基準が明らかにされなければならない。⁽⁶⁾この点、ホルジョウ工場 (Chorzów Factory) 事件に関する常設国際司法裁判所の判決において、収用が通常の収用と特定の条約によって禁止されている収用とに区別され、後者つまり国際違法行為としての条約違反の収用については、財産の所有者がその原状回復 (restitution in kind) を求める権利を有し、原状回復が物理的その他の理由で不可能な場合、賠償時の財産価値がそれに代る金銭賠償として支払われるのに対して、合法的な収用については、財産の所有者が収用と同時に収用国

に移転する結果、それに対する補償としては収用時の財産価値に補償支払いまでの利息が加算されなければならない、とされた。⁽⁷⁾

(一) 収用時点の評価

国有化財産の評価にあたって、時間的な要素が補償の性質・範囲との関連において、より一般的には補償の算定にとって極めて重要であるが、合法的な国有化の場合、国有化時点が補償算定の決定的な時点 (critical moment)⁽⁸⁾ とみなされる。⁽⁹⁾

一九四八年のユーゴスラヴィア政府との請求協定第一条によれば、補償は一九三九年九月一日から一九四八年七月一九日までの期間においてユーゴスラヴィア政府によって国有化ないし収用された財産ならびに財産上の権利と利益にもとづくアメリカ国民の請求に限定されている。⁽¹⁰⁾ このような国有化財産の評価にあたって、国際請求委員会も裁定が国有化ないしその他の収用時点の財産の価値によって算定されなければならないとした。たとえば、Mann, Elias 事件において、委員会は、国有化法にもとづき国有化の施行期日を公布日として、同法がその性質上 self-executing であるがゆえに、請求者の財産に影響を与えたとされるその後の決定が当財産のすでに収用されている事実を確認するための手続的なものであるとして、補償を収用時点の財産価値の等価とした。⁽¹¹⁾ 同じく、対外請求解決委員会も、Turner, Ernie Dave, et al. 事件において収用時の財産価値に言及し、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアにおける財産の国有化ないし収用にもとづく請求の裁定がそのような国有化の時点における財産の価値によらなければならないと結論した。⁽¹²⁾

このようにして、補償は原則として国有化ないし収用時点における財産の価値によって算定されなければならないとされたが、実際問題としてそのような財産価値を正確に決定することには多くの困難がある。Senser, Joseph 事件において、国際請求解決委員会は、収用時の財産価値を評価するのが慣行であるとしながらも、歴史的、経済的な事実として一九三八年が戦前の最後の正常な年であるとして、それ以降におけるいかなる時点も請求の評価標準として不適當であると結論した。⁽¹³⁾そして、戦争状態の介入によるインフレ経済と貨幣価値の減価による価格構造のひずみによって戦時中の財産の評価が真の価値に相当しないという理由で、経済状態の安定していた一九三八年における財産価値が最初の基準点とされた。同じように、一九四八年七月一九日から一九六四年一月五日までの期間においてユーゴスラヴィア政府によって国有化ないし収用されたアメリカ国民の財産および財産上の権利と利益にもとづく請求を解決した、ユーゴスラヴィア政府との第二請求協定⁽¹⁴⁾についても、対外請求解決委員会は戦前の価値が財産の評価にとってより妥当な基礎となるとして、Bacic, Alexis G. 事件において、そのような戦前の価値が評価の最初の基準点とみなされると結論した。⁽¹⁵⁾このように、ユーゴスラヴィア政府との請求協定にもとづく請求の裁定にあたって一九三八年時の評価が最初の基準点とされた結果、収用時の財産価値が一九三八年当時の財産の価値であるとして、適用すべき換算率も一九三八年の公定外国為替相場であったとされた。委員会⁽¹⁶⁾は、Senser, Joseph 事件において、ユーゴスラヴィア政府が一九三八年にアメリカ国民の財産および財産上の権利を収用したとすれば、ユーゴスラヴィア政府が当然一九三八年の公定外国為替相場にもとづいて処理しなければならないとし、それ以下の対価は国際法の基本的な諸原則などの観点から没収に通じ、差別的な措置とみなされる結果になると判断した。⁽¹⁶⁾

しかし、国有化時における財産評価という原則が完全に排除されてはいない。対外請求解決委員会は一九三八年以降の評価がすべて不適當であるというのではないとして、一九三八年後の評価が妥当とみなされる場合、またそのような評価しかできない場合を排除しなかった。たとえば、Phillips, Christian S., et al. 事件において、対外請求解決委員会は、一九四五年六月三〇日に接收された銀行預金の価値を決定するにあたって、補償が損失時点の財産価値によって算定されなければならないという原則にしたがい、ユーゴスラヴィア政府が終戦直後に決定した換算率を適用した。⁽¹⁷⁾

対外請求に関する財産の評価についても、対外請求解決委員会は同じように困難な問題に直面せざるをえなかった。外国資産の接收は一九一七年から一九三三年にわたっておこなわれたが、多くの損失は一九一七年から一九一九年の期間において発生した。そして、ソビエトにおけるあらゆる価値は革命と内乱の期間のインフレーションによって破壊されるにいたった。このような状況を考慮して、対外請求解決委員会は、Division of World Missions of the Board of Missions of the Methodist Church 事件において、確立した国際法原則によれば損害の算定が損失発生時点における財産価値であるとしながらも、一九一三年がロシアにおける第一次世界大戦前の最後の正常な年であるとして、ロシアにおける財産の一九一三年当時の評価を容認した。⁽¹⁸⁾さらに、一九六〇年のポーランド政府との請求協定にもとづく請求についても、請求の対象となったアメリカ国民の財産は、ポーランド政府によって一九四四年から一九六〇年にわたって国有化ないし収用されたが、この期間に支配的であった経済的な諸条件のため著しく膨張したポーランド通貨によって表示された補償が、国有化ないしその他の収用時点における財産の実質

的な価値を正確に反映するものではないとされた。このようにして、国際請求解決法の適用において、一般的に財産の取用にもとづく請求の決定が取用時点における財産の価値についておこなわれるべきであるとされながらも、第二次世界大戦前の価値が決定され、実状に即して適当な調整のうえ損失時点の価値とされた。⁽²⁰⁾

(二) 財産評価の基準

対外請求解決委員会は、以上においてみたように補償が取用時の財産価値をあらわすという原則にもとづいて、請求が国有化の時点における財産の価値によって決定されなければならないとした。しかし、そのような財産価値の評価基準については、一九四九年国際請求解決法においてなんら具体的に規定されていなかった。この点、一九五七年一月一五日の Panel Opinion No. 44 によれば、損害の算定が損失発生時点の財産価値によるのが確立した国際法原則であるとして、取用時点における財産の市場価値 (market value) が一つの評価基準として述べられている。⁽²¹⁾ このように、Standard Oil Company 事件において、対外請求解決委員会は国有化時点における財産の市場価値をその評価基準とし、市場価値が国有化時点の財産の公正かつ合理的な価値であるとした。⁽²²⁾

ところが、一九六四年に制定された国際請求解決法第五部において、対外請求解決委員会が請求の妥当性、請求額ならびに取用財産や権利・利益の価値を決定するにあたって、公正市価⁽²⁴⁾ (fair market value)、帳簿価額 (book value)、継続企業価値⁽²⁵⁾ (going concern value)、取替原価⁽²⁶⁾ (cost of replacement) を含め、財産に対してもっとも適当でかつ請求者に公平な評価基準を考慮すべきであると規定された。あらゆる場合において、特定の状況に即して財産にもっとも適当でかつ請求者に公平な評価基準を決定することが問題となるが、対外請求解決委員会は、それが

国有化財産の評価について通常支配的な国際法標準 (international legal standard) と異なるところが無いとして、公正市価などの評価基準がこの標準を補強するためのものであると結論した。⁽²⁷⁾しかし、財産ならびに請求者に適当かつ公平な評価基準が考慮されなければならないとしながらも、当初において帳簿価額が国有化財産の評価基準としてもっとも適当な基準であるとして、委員会はもっぱらこの帳簿価額を適用した。たとえば、Parke, Davis & Company 事件において、委員会はキューバ政府による請求者の子会社 (Laboratorios Parke Davis de Cuba, S. A.) の国有化にともなう損失の評価にあたって、当子会社の貸借対照表 (balance sheet) を検討し、帳簿価額がもっとも適当な評価基準であると結論した。⁽²⁸⁾また、Bartlett-Collins Company 事件においても、キューバ会社 (Industrias Bartlett-Collins De Cuba, S. A. y Compania Inversionista De Cuba, S. A.) の株主としての請求者の損失利益について、対外請求解決委員会はキューバ会社の一九六〇年度貸借対照表と損益計算書 (income statement) 以外に証拠がないかぎり帳簿価額がもっとも適当な評価基準であるとした。⁽²⁹⁾

Berwind Corporation 事件においても、帳簿価額が国有化時における財産の実際の市場価値とはほど遠いにもかかわらず、⁽³⁰⁾委員会はその仮決定において、貸借対照表に計上された損失価値がもっとも適当な評価基準であるとして、もっぱら帳簿価額にもとづいて請求者の損失を評価した。⁽³¹⁾しかしながら、国有化時点における財産の実価を反映しない帳簿価額の適用に対して請求者から異議の申立がおこなわれ、その口頭審理において、委員会の評価基準の選択一般が強く批判されるにいたった。つまり、帳簿価額は帳簿が財産の現実における公正な価値を反映している場合にのみ評価基準として適用されるべきである。帳簿価額が財産評価の一つの指針となっても、ほとんどの場

合において、帳簿価額は貸借対照表の時点における現実の公正な価値を反映していないがために役立つところとはならない。したがって、帳簿価額に対する過度な信頼は国際請求解決法の規定のみならず、収用財産がその現実の公正な価値によって評価されなければならないという国際法規則とも一致するものではない、と主張された。⁽³²⁾ 事実、この点について、国際請求解決法第五部の立法過程において、委員会が財産に対してもっとも適当でかつ請求者に公平な評価基準を考慮すべきであるとの関連において、委員会が自らをもっぱら帳簿価額に限定すべきでないという主張がなされていた。⁽³³⁾ 対外請求解決委員会は審理の結果その最終決定において、帳簿価額がある状況のもとにおいて明らかに財産にとってもっとも適当でかつ請求者に公平な評価基準とみなされるとしながらも、状況によっては適当でない場合もあるとして帳簿価額より高い評価額を裁定した。⁽³⁴⁾

さらに、First National Bank of Boston 事件においても、当銀行のキューバ支店の国有化にともなう損失について請求者が帳簿価額よりも高い価値を有するとして継続企業価値にもとづく補償請求を提出したけれども、対外請求解決委員会はその仮決定において実質的な証拠が示されないかぎり帳簿価額がもっとも適当な価値であると結論した。⁽³⁵⁾ そして、帳簿価額が請求者にとって公平でないということがもっぱら請求者の立証責任とされ、⁽³⁶⁾ その他の基準の適用が適当であるという証拠のある場合にはじめて帳簿価額は評価基準として却下されるとされた。その結果、請求者は異議申立において継続企業としてのキューバ支店の損失時点の価値として収益の資本化 (capitalization) による継続企業価値と、代替的な評価基準として当企業全体の公正市価より純益を比較した公正市価を主張した。委員会はその最終決定において、同支店が損失時においてその帳簿価額以上の価値を有していたとして、本

件において公正市価が財産にもっとも適当でかつ請求者に公平な評価基準であるとした。⁽³⁷⁾そして、その決定が利用できる証拠にもとづいておこなわれなければならないとした委員会は、かならずしも帳簿価額が国有化財産のもっとも適当な評価基準であるとはかぎらないが、しばしば帳簿価額しか証拠として利用できないと述べた。

その後、First National City Bank 事件において、請求者が評価基準として帳簿価額の適用を不適當として継続企業価値の適用を主張し、委員会も、キューバ政府による同行の支店の国有化にともなう損失の決定において純利益の資本化による継続企業価値が適當であると結論した。⁽³⁸⁾

このような継続企業価値は市場価値とともに、従来からアメリカ国務省の伝統的な実行において継続企業としての十分な補償の評価基準として適用されているが、それは取用その他、企業価値を減価させる政府行為がなかったものとして算出される。⁽³⁹⁾したがって、First National City Bank 事件においても、対外請求解決委員会は、同行のキューバ支店の正常収益が国有化法のために低減した一九六〇年以前の一九五五年から一九五九年までの期間における平均純利益の一〇パーセントによって資本化された継続企業価値が財産にもっとも適当でかつ請求者に公平な評価であるとした。⁽³⁹⁾

(十) Cf. Claim of Hans H. Hohler, Decision No. Y-316-A, in Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, p. 150. 著者、Brower, Herbert 事件においても、私有財産は「迅速、十分かつ実効的な補償」なしには取用されず、いかなるものもその国籍、信条、人種、思想のゆえにその財産を奪われえないということは国際法の確立した原則であるとされた(Claim of He-

- (9) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Federal People's Republic of Yugoslavia regarding Pecuniary Claims of the United States and its Nationals, U. N. Treaty Series, Vol. 89, 1951, p. 44.
- (11) Claim of Elias Mann, Decision No. Y-29, in Settlement of Claims by the Foreign Claims Settlement Commission of the United States and its Predecessors (Sept. 14, 1949-March 31, 1955), U. S. Government Printing Office, Washington, 1955, p. 196.
- (21) Claim of Ernie Dave Turner and Lina Turner, Decision No. HUNG-667 (Nov. 20, 1957), 10 FCSC Semian. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 43.
- (23) Claim of Joseph Senser, Decision No. Y-633 (June 15, 1954), in Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 123.
- (24) Accord entre le Gouvernement des États-Unis d'Amérique et le Gouvernement de la République Fédérative Socialiste de Yougoslavie relatif aux demandes d'indemnisation de ressortissants des États-Unis, Nations Unies, Recueil des Traités, Vol. 550, 1965, p. 40.
- (51) Claim of Alexis G. Baicic, Decision No. Y2-1 (Aug. 23, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., p. 77.
- (9) See note 13 supra. 対外請求解決委員会からの事件ごとの「先づ Hoegler, Karl, et al. 事件をめぐって採択した自由市場相場を訂正して、公定外国為替相場の換算率を適用した (Claim of Karl Hoegler, et al., Decision No. Y-353(Oct. 6, 1952), Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 121)° また「ノーコスラヴニア政府との一九六四年請求協定にもとづく請求に関する」たごんが「Brashich, Ranko M. 事件をめぐって、対外請求解決委員会は財産評価の基準として戦前の価値を戦前の公定外国為替相場で換算した (Claim of Ranko M. Brashich, Decision No. Y2-

- 1647 (March 18, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 88)^o
- (7) Claim of Christian S. Phillips, et al., Decision No. Y-1427, Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 124.
- (8) Cf., Panel Opinion No. 44 of January 15, 1957, 10 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 195 et seq. 外請求解決委員会が Estate of Friede, M. Sergey, Deceased 事件につき「国際法上の「正当な補償」(just compensation) と題して「正当な補償」又は財産の収用時点の価値があるとするのがアメリカ連邦最高裁判所の判決である(1956), ibid., pp. 168-169)^o
- (9) Claim of Division of World Missions of the Board of Missions of the Methodist Church, Decision No. SOV-2298 (Nov. 6, 1957), ibid., p. 204.
- (10) Cf., Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, p. 554.
- (11) See note 18 supra.
- (12) Claim of Standard Oil Company, Decision No. RUM-813 (May 20, 1959), 10 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 310.
- (13) Title V of the International Claims Settlement Act of 1949, United States Statute at Large, Vol. 78, 1964, p. 1110.
- (14) Cf., Sohn, Louis B., & Baxter, R. R., Responsibility of States for Injuries to the Economic Interests of Aliens, *Ann. J. Int'l L.*, Vol. 55, 1961, p. 553. ケーパード草案第十条に於ては「正当な補償」(just compensation) と題

則として財産の公正市価によるものとされ、そのような公正市価のないものについては財産の公正価値 (fair value) によることが認められている。この点、外国人財産の保護に関する OECD 条約草案第三条において、収用国は外国人財産の収用に際して当該財産の実質価値 (valeur réelle) に相当する「正当な補償」(juste indemnité) を支払わなければならないとされ、この (Projet de Convention sur la Protection des Biens Étrangers et Résolution du Conseil de l'OCDE relative au Projet de Convention, OCDE, Paris, 1967, pp. 23, 27-28)。

(25) ユーイング・コンサーン、つまり継続企業概念はもとよりアメリカの公益企業の公正料金決定の際の問題となった概念があるといわれている。すなわち、公正料金の決定にあたって、公正な企業価値の評価が考慮されなければならないわけであるが、この公益企業の価値には企業の所有する財産価値のみならず、一定の組織価値が加算される。

(26) 取替原価は財産の取得価格とは無関係に、当該財産を現在再生産するに必要な原価とされるが、対外請求解決委員会は M & M Dredging & Construction, et al. 事件において、取替原価が新しい財産に取替えることではなく、損失時点における財産の年代や条件を考慮した現物取替 (replacement in kind) であるとした (Claim of M & M Dredging & Construction, et al., Decision No. CU-3536 (Feb. 26, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 31)。

(27) Cf., Claim of Berwind Corporation, Decision No. CU-30 (Feb. 7, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 29.

(28) Claim of Parke, Davis & Company, Decision No. CU-27 (Jan. 4, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., p. 34.

(29) Claim of Bartlett-Collins Company, Decision No. CU-2856 (July 3, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 41.

(30) Laybin in Panel Discussion, The Taking of Property: Evaluation of Damages, Proceedings of the American Society of Int'l L., 1968, p. 37.

(31) See note 27 supra.

(32) Lillich, Richard B., The valuation of Nationalized property by the Foreign Claims Settlement Commission, The

Valuation of Nationalized Property in International Law(R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 109.

- (33) Memorandum of American Claims in Cuba Committee (CUBAC), Hearings before the Subcommittee on Inter-American Affairs of Committee on Foreign Affairs (House of Representatives, 88th Cong., 2nd Sess.), 1964, p. 53.
- (34) See note 27 supra.
- (35) Claim of the First National Bank of Boston, Decision No. CU-307 (Sept. 11, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 63.
- (36) Cf., § 531.6(d) of Regulation Governing the Receipt and Settlement of Claims under the International Claims Settlement Act of 1949, as Amended, FCSC Dec. & Ann., op. cit., p. 773.
- (37) See note 35 supra.
- (38) Claim of First National City Bank, Decision No. CU-3835 (Sept. 3, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 54.
- (39) Cf., Lillich, Richard B., op. cit., p. 106.
- (40) See note 38 supra. Colgate-Palmolive Company 事件において、対外請求解決委員会は継続企業価値を認め、キネーパ会社 (Crusellas y Cia, S. A.) 及び Detergentes Cubanos, S. A.) の実質的な株主としての請求者の補償額の決定にあたり、両会社の継続企業価値を評価するために両会社の一九五九年度純利益に対する資本化率として一五パーセントを適用した (Claim of Colgate-Palmolive Company, Decision No. CU-4547 (Feb. 3, 1971), Am. J. Int'l L., Vol. 65, 1971, p. 627)。

三 補償の範囲

国際法上、補償は違法行為にもとづく損害賠償と異なった法概念としてその法的性質ならびに範囲を異にする。

(1)

この点、ホルジョウ工場事件に関する常設国際司法裁判所の判決において、違法行為に含まれる基本原則によれば賠償が違法行為の一切の結果を拭い去り、違法行為がなされなかった場合に存在したと考えられる状態を回復することにあり、⁽²⁾ 原状回復 (restitutio in kind) が不可能な場合その価値に相当する金額が支払われなければならないとされた。⁽²⁾したがって、国際違法行為にもとづく国家の国際責任を解除するための損害賠償は、権利所有者に対する原状回復が不可能な場合に問題となり、その意味において間接的・補完的である。⁽³⁾それに対して、特定の条約規定によって明示的に禁止されている場合の収用は別として、収用が国家の合法的な権利とされ、⁽⁴⁾ 国家は収用財産を原状回復する法的義務を負わない。⁽⁴⁾このような合法的な収用の場合の補償義務は過失によるのではなく、衡平の観念にもとづくものとされている。⁽⁵⁾

補償の範囲についても、私有財産の違法な収用の場合の損害賠償は積極的損害、つまり生じた損害 (damnum emergens) に限定されず、財産の収用がなかった場合に権利所有者が得たと考えられる消極的損害または失った利益 (lucrum cessans) にも及び、権利所有者はいずれの損害についても賠償を受ける権受を有するとされる。⁽⁶⁾それは財産の所有者が法律的にその原状回復の権利を有するとされる結果、原状回復が不可能であるとして賠償の支払いが行なわれるまで収用財産の所有者が収用国に移転しないことにより、その間に生じたと考えられる財産の法的果実、つまり得べかりし利益がその所有者に帰属することになるからである。⁽⁷⁾それに対して、合法的な収用については、財産の所有者がただちに収用国に移転するがゆえに、補償は収用時点の損害、つまり積極的損害に限られ、逸失利益または消極的損害を含まないといわなければならない。⁽⁸⁾

このようにして、国有化の場合についても補償の算定方式は国有化財産の価値に補償支払いまでの期間の利息が加算されたものとなる。⁽⁹⁾

(一) 間接損害

国際法において、違法行為によって間接的に結果する損害の問題は、金銭賠償の範囲との関連において、すなわち損害賠償が違法行為によって直接的に受けた損害に限定されるか否か、つまり違法行為によって間接的に受けた損害にも及ぶかといった問題との関連において論議される。⁽¹⁰⁾そして、この間接損害 (indirect damage) は先程述べた積極的損害によって構成されるとしても、⁽¹¹⁾事実上多くの場合において、得べかりし財産取得が妨げられたことによる損害としての消極的損害、つまり逸失利益との関連において問題とされる。⁽¹²⁾このようにして、国有化財産の補償についてはいわゆる直接損害 (direct damage) に限定され、間接損害には及ばないとされる。⁽¹³⁾

ユーゴスラヴィア政府との一九四八年請求協定によれば、アメリカ国民の財産と財産上の権利や利益の国有化その他の取用に関するアメリカ国民の請求とされ、補償の主題が包括的であって、その限りにおいて広義の国有化財産、つまり経済的価値をもつあらゆる種類の財産を包含しているものと考えられる。⁽¹⁴⁾この協定のみならず一九四九年国際請求解決法においても間接損害についてなら規定されていないが、国際請求委員会ならびに対外請求解決委員会はその準則としての国際法原則にふれ、国際請求の決定において利益の損失といった間接損害の補償が一般に合理的に確かであって、公正に確かめられうる場合にしか国際仲裁裁判所によって認められていないとした。たとえは、Donner, Frank 事件において、委員会は利益の損失、財産利用上の損失その他の間接損害が不正確である

場合、または正確に決定できない場合には補償されえないとして、期待利益その他の利益が請求者によって実現されたであろうということの合理的に確かな証拠がないかぎり、そのような利益についての請求が認められないと結論した。⁽¹⁵⁾ また、Grisan, John 事件においても、利益の損失、財産利用上の損失のような間接損害が不確かである場合には認められないとして、証拠不十分とされた財産上の収益についても請求は却下された。⁽¹⁶⁾

このようにして、多くの場合、利益の損失その他の間接損害について請求が提供されたが、そのような損害は国際法原則によれば不確かで正確に決定されえないかぎり認められないとして、それに関する請求または請求項目は一般的に却下された。また、他の事件においては、そのような利益が国有化の法的効果として請求者ではなく国有化国に帰属するがゆえに、国有化後のそのような利益の損失は請求者には認められないとされた。たとえば、Aris Gloves, Inc. 事件において、当企業の収益または利益があったと見え実現されたとしても、企業の権原は国有化の時点で消滅し、請求者に帰属しないとして、対外請求委員会は取降以降における将来の期待利益にもとづく請求が補償されえないと結論した。⁽¹⁷⁾ また、Turner, Ernie Dave, et al. 事件において、国有化後の財産は国家に帰属するとして、当財産による収益の損失について補償は与えられないとされた。⁽¹⁸⁾

利益の損失と同じように、グッドウィル (Good will) にもとづく請求も不確かで正確に決定できない間接損害として否定された。これについて、一例を United Shoe Machinery Corporation 事件にとるならば、対外請求解決委員会はグッドウィルの損失のような間接損害の補償に関する請求も合理的に確かであるか、正確に決定されるかぎりにおいて補償されうると結論した。そして、第一次世界大戦以前から戦時中における請求会社のロシア支店の収

益力 (gaining power) にもとづくグッドウィルについての請求は、ロシア経済全体が戦後と比較できないものであつて、グッドウィルの請求の基礎となつてゐる将来の収益については損失が正確に決定されえないとして却下された。⁽¹⁹⁾このようにして、グッドウィルが一般に将来の期待利益によつて算定されるとして、グッドウィルの損失のよ
うな間接損害に関する請求は正確に決定されるときにのみ補償されるという見解が一貫してとられた。⁽²⁰⁾たとえば、
Unger, Ann A., et al. 事件におつても、グッドウィルの請求項目は正確な記録上の証拠がないとして却下された。⁽²¹⁾
その後、対ポーランド請求協定にもとづく請求についても、Ziemiak, Wladyslaw 事件において、グッドウィルに
もとづく請求が国際法上一般的に認められないとして、グッドウィルと将来の期待利益の損失について、委員会は
その請求部分を却下した。⁽²²⁾

国際請求解決法第五部にもとづく請求の裁定にあつても、将来期待された収益の損失については国際法上一般
に認められないとされたが、⁽²³⁾しかしながら、グッドウィルについての委員会の態度は再検討されるにいたつた。た
とえば、Bartlett-Collins Company 事件において、子会社 (Industrias Bartlett-Collins De Cuba, S. A.) の貸借対
照表に計上されたグッドウィルの項目について、当会社の経営は損益計算書によれば赤字であることになり、その
ような会社がグッドウィルの価値をもつていたといふことの根拠がないとして、当会社の純資産 (net worth) から
削除された。⁽²⁴⁾しかし、その後、Reynolds, Libby Holman 事件において、キューバ会社 (Minimax Super-Merca-
dos, S. A.) の株主としての請求者の損失の裁定にあつて、対外請求解決委員会は、当会社の貸借対照表に計上さ
れた創立費 (organization expenses)、登録商標 (trade marks)、グッドウィルを含めすべての項目が当企業の性質上

適当であるとして、会社の純資産の決定の際に考慮されるべきであると結論した。⁽²⁵⁾ そして、委員会は、Colgate-Palmolive Company 事件⁽²⁶⁾において、請求者の子会社 (Crusellas y Cia, S. A) が一二六万ドルで取得したグッドウィルについてその資産性を認め、請求者の付託した証拠によれば当子会社が貸借対照表に計上された価額において買入れたことになるとして、グッドウィルの項目について請求された全額を認めた。⁽²⁶⁾

(二) 利息

合法的な収用については、収用財産の所有権がただちに収用国に移転する結果、収用時点の財産価値に補償支払い時点までの利息が補償に加算されるということはすでにみたところであるが、⁽²⁷⁾ 利息の期間ならびに利率は国際判例において必ずしも一様ではなく、変化に富んでいる。

一九四九年国際請求解決法案に関する下院外務委員会の公聴会において、アメリカ国務省がユーゴスラヴィア政府による国有化にともなう補償としてアメリカ政府に対して支払われた一括補償額一七〇〇万ドルにはアメリカ国民の請求に関する元本のみならず、それについての利息も含められていると証言しているように、⁽²⁸⁾ 同法第一部第八節において、繰延べ利子 (accrued interest) ⁽²⁹⁾ が請求元本の支払い後その裁定につきあん分して支払われることが規定された。しかしながら、この点についてユーゴスラヴィア政府との請求協定第一条C項では、ユーゴスラヴィア政府による補償支払い後の請求元本に対する利息を除き、一括補償額が認容総額をこえることが判明したとき、アメリカ政府はユーゴスラヴィア政府にその残余額を返還するために必要な措置をとらなければならないと規定されているにとどまり、利息の支払そのものについてははっきり規定がなされていない。したがって、この条文の解釈

をめぐって利息の支払いの問題が提起された。たとえば、*Senser, Joseph* 事件において、*amicus curiae* として参加したユーゴスラヴィア政府は利息の支払いの明示的な規定がないかぎり利息の支払いが排除されているとして、利息の支払が請求協定において意図されていないのみならず、一般国際法に矛盾するものであると主張した。⁽³⁰⁾ このような主張に対して、国際請求委員会は反対解釈として、ユーゴスラヴィア政府による一括補償支払い期日以降における利息の支払いの明示的な排除から逆に、当該期日以前の期間についての利息の支払いが暗に意図されているとした後、さらに準則とされた国際法原則に言及して、財産の収用についての補償請求に対して衡平ならびに正義のうえから適当とみなされる場合、確立した国際法原則として利息が与えられうると結論した。⁽³¹⁾

このようにして、一九四九年国際請求解決法の適用をとおして、利息は一貫して補償の一部として認められた。⁽³²⁾ たとえば、*Grisan, John* 事件において、逸失利益など間接損害としての期待利益について、対外請求解決委員会は、請求者によって実現されたとみなされる十分な証拠がないとして否定した後、財産の収用時点に受ける権利のあった補償金額の使用できなかったことの損失について、財産の収用によってうけた損失の一部として請求者が利息によって (*in terms of interest*) 補償を与えられるとした。⁽³³⁾ また、他方、ポーランド政府との請求協定にもとづく請求についても、利息に関する明文の規定がなかったけれども、*Proach, John Hedio* 事件においてみられるように、委員会は、利息の理論的根拠がどうであろうとも、利息が補償の適切な一部とみなされている国際法原則にしたがわなければならないとして、利息の支払いがこの国際法原則や請求協定に一致するのみならず、衡平と正義のうえからも容認されなければならないとした。

このような利息の期間については、国際法上利息が一般に財産の接収時点から容認されるとして、その起算点は国有化ないし収用の時点とされたが、その終了点については国際法上の確立した規則が存在しないとして、実情に即し、特定の期日がその終了点とされた。この点、ユーゴスラヴィア政府との請求協定（一九四八年）にもとづく請求については、利息の期間は収用の時点から、ユーゴスラヴィア政府が当該請求協定にしたがいアメリカ政府に対して現実に一括補償を支払ったときまでとされたの⁽³⁵⁾に対して、その他の請求協定にもとづく請求については、損失の時点から当該請求協定の発効までが利息の期間とされた。たとえば、先に述べた Proach, John Heidio 事件において、対外請求委員会は、利子率 (rate of interest) と同じように利息が与えられる期間についても確立した普遍的な規則が存在しておらず、加害行為、請求提出、支払い期日などの時点が適用されているけれども、国際法の通説によればそのような利息の期間は請求発生時点、つまり損失の時点から支払い期日までとされているとして、本件における支払い期日とはこの種のすべての請求が完全に解決されたポーランド政府との請求協定の発効期日である、とされた。⁽³⁶⁾

他方、請求基金が国際請求解決法第二、四部にもとづく国有化国の在米凍結資産の処分によって設けられた場合、つまりブルガリア、ハンガリー、ルーマニアおよびチェコスロヴァキア政府の国有化に関する請求については当該法律の施行日が利息の終了点とされた。たとえば、Wapiennik, Karl 事件にも述べられているように、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府によるその在米凍結資産の譲渡 (assignment) がないけれども、その財産権が国際請求解決法第二部にもとつきアメリカ政府に与えられているとして、財産処分に関する具体的な措置がとられるま

で利息を与えることは政府の実行上適當ではなく、そのような財産権の付与が一括払いの譲渡とみなし、利息の終了点は当該法律の施行日とされた。⁽³⁷⁾ また、他方、国際請求解決法第五部にもとづく、いわゆる対キューバならびに中華人民共和国政府に対する請求についてはなんらの請求基金も設けられておらず、その具体的な解決が将来にゆだねられているために、利息の期間は損失の発生のときから将来解決についてなんらかの規定がなされるまでとされた。この点、対外請求解決委員会は、American Cast Iron Pipe Company 事件において、利息がキューバ政府による収用の結果請求者がこうむった損失の一部であるとして、そのような利息が国際法原則としてのみならず、衡平および正義のうえからも容認されるべきであると述べた後、損失発生のときから将来のなんらかの解決の時点までの利息が請求者の損失額に加算されると結論した。⁽³⁸⁾

利率の決定についても確立した国際法原則に言及され、まず一九四九年国際請求解決法の適用にあたって、関係国つまりユーゴスラヴィアにおいて認められる利率が検討された。⁽³⁹⁾ この点、一九四六年以前においては、利率が取引の種類によって四パーセントから一二パーセントまでとされていたが、一九四六年、ユーゴスラヴィア政府はその最高利率を六パーセントとした。このような状況から、国際請求委員会は、Sensar, Joseph 事件において、それぞれの収用についてその場所その他の事情を考慮して特別の利率を決定することが困難であるという理由から、準則としての国際法諸原則にも一致するものとして、六パーセントを一般的な年利率 (rate of interest par annum) として適用した。⁽⁴⁰⁾ そして、この利率はユーゴスラヴィア政府との請求協定にもとづく請求にかぎらず、以後、国際請求解決法にもとづく請求についても一貫して適用されるにいたった。たとえば、先程述べた Proach,

John Hedio 事件や American Cast Iron Pipe Company 事件において、対外請求解決委員会は、利子率についての確定した規則がないけれども、国際法原則、正義および衡平を含めあらゆる状況にしたがってこの利子率を決定することは当委員会の権限であるとして、⁽⁴⁷⁾「ハーゼントの利子率が国際法上の先例、慣行に照らして補償の適当かつ正当な基準である」と結論した。

(1) Anador, F. V. Garcia, Responsabilité internationale: quatrième rapport (Document A/CN.4/119), Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 16, Herz, John H., Expropriation of Foreign Property, Am. J. Int'l L., Vol. 35, 1941, p. 253. 収用は時として国際違法行為と考えられ、その法的効果に注意がなわれなかつた。一般に認められてくるように、収用の法的効果が収用財産に対する補償支払い義務であるとすれば、収用の法的性質は通常の意味における国際法上の違法行為のそれとは異ならなければならぬ。

(2) Case Concerning the Factory at Chorzow (Claim for Indemnity) (The Merits), Publication of the Permanent Court of International Justice, Series A, No. 17, p. 47.

(3) Rolin, H., Avis sur la Validité des Mesures de Nationalisation décrétées par le Gouvernement Indonésien, Nederlands Tijdschrift voor International Recht, Juli 1959, p. 271.

(4) Doman, Nicolas R., Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe, Columbia Law Review, Vol. 48, 1948, p. 1139. 収用は国家の合法的な権利であり、この権利の行使としての国家の行為は、国家が国際法上の違法行為として原状回復のかたまり損害を回復すべき義務を負う行為ではない。Bin Cheng, The Rationale of Compensation for Expropriation, Transaction of Grotius Society, Vol. 44, 1959, p. 291.

(5) Rolin, H., op. cit., p. 271. その場合、国家は外国人の犠牲性によって得た利得を金銭によって補償しなければならぬ。

- (9) Bin Cheng, *op. cit.*, p. 292. Cf. Bindschedler, Rudolf L., *La Protection de la propriété privée en droit international public*, *Recueil des Cours*, 1956, II, p. 245. この点 さらば上部シレシブのドイツ人の利益に関する事件における常設国際司法裁判所の判決によれば、原状回復 (*restitutio in integrum*) が不可能な場合の補償は原状回復の法的効果をもつものとして、財産が収用されなかつたと同じ状態に被害者を戻すものでなければならず、生じた損害 (*damnum emergens*) のみならず失った利益 (*lucrum cessans*) をも含むものでなければならぬと主張される。
- (7) Bin Cheng, *op. cit.*, p. 293.
- (8) *Ibid.*, p. 293. この点 スイス国有化委員会 (*Commission suisse des Nationalisations*) も収用がそれ自体適法であり、収用財産の利得を得る権利を収用国に与えることとあわせて、消極的損害または失った利益 (*lucrum cessans*) を補償する必要があるという原則を採択した (Bindschedler, Rudolf L., *op. cit.*, p. 246)。
- (6) Cf. Bin Cheng, *op. cit.*, p. 293. この点に「事情によつては補償の支払いが予定された期日に実際におこなわれなことがあるとしても、国有化とそれにとまなう所有権の移転は有効であつて補償支払いの義務をとまなうにすぎないと主張される。そして、その場合の補償は遅延によつて生じた損害が考慮されることによつて増額されることとなる (Koolenwijn, R. D., "Nationalisation" without Compensation and the Transfer of Property, *Nederlands Tijdschrift voor International Recht*, April 1959, p. 144)。
- (9) Cf. Eagleton, Clyde, *Measure of Damages in International Law*, *Yale Law Journal*, Vol. 39, 1929, p. 66.
- (11) Cf. Hauriou, André, *Les dommages indirects dans les arbitrages internationaux*, *Revue Générale de Droit International*, t. 31, 1924, p. 213. 間接損害が消極的損害の同義語として用いられるが、これら二つの概念がある状況においてこのように隣り合つていふように、いずれかに置き換へられることはできないとされる。しかし、他方、サルヴィオリは間接損害が厳密な意味における損害すなわち積極的損害のみならず、消極的損害によつても構成されると主張している。

- (Salvoiti, Gabriele, *La Responsabilité des Etats et la fixation des dommages-intérêts par les tribunaux internationaux*, *Recueil des Cours*, 1929, III, p. 252)^o
- (28) *Ibid.*, p. 252; Hauriou, André, *op. cit.*, p. 212.
- (29) Hezr, John H., *op. cit.*, p. 254; Doman, N., *Compensation for Nationalized Property in Post-War Europe*, *International Law Quarterly*, Vol. 3, 1950, p. p. 328; Amador, F. V. Garcia, *op. cit.*, p. 16.
- (30) Cf., Foigel, Isi, *Nationalization: A Study in the Protection of Alien Property in International Law*, Copenhagen, 1957, p. 102.
- (31) Claim of Frank Dorner, Decision No. Y-858, Settlement of Claims by the Foreign Claims Settlement Commission of the United States and its Predecessors from Sept. 14, 1949 to March 31, 1955, U. S. Government Printing Office, Washington, 1955, p. 53.
- (32) Claim of John Grisan, Decision No. Y-1258 (Sept. 9, 1954), in *Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations*, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, pp. 105-105.
- (33) Claim of Aris Gloves, Inc., Decision No. CZ-3,035 (Jan. 31, 1962), 16 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1962), pp. 21-22.
- (34) Claim of Ernie Dave Turner and Lina Turner, Decision No. HUNNG-667 (Nov. 20, 1957), 10 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 43.
- (35) Claim of United Shoe Machinery Corporation, Decision No. SOV-3122 (May 20, 1959), 10 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 238.
- (36) Cf., Foigel, Isi, *op. cit.*, pp. 102-103. この点については、最終的な市価の決定が包括的な裁量的要素に

よつて影響されるので、シッドウールの問題は基本的には補償の算定にほとんど現実的な意味をもたないけれども、補償が国有化時点の財産価値にもよつて決定されるから、将来の利益の可能性を含めグッドウールがこの額の決定に影響を与えないの懸念となる。と判つて居る。

- (21) Claims of Ann A. Unger, Robert P. Anninger, Victor K. Anninger, Decision No. CZ-3, 358 (June 20, 1962), 16 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1962), p. 14.
- (22) Claim of Wladyslaw Ziemiak, Decision No. PO-2379 (Jan. 30, 1964), 20 FCSC Semiann. Rep. (Jan.-June, 1964), p. 16.
- (23) カンパニー Columbia Pictures Industries, Inc. 事件にまつて、対外請求解決委員会は将来の期待利益の損失にまつて請求が国際法上一般に容認されることを認め、そのような請求を却とした。Claim of Columbia Picture Industries, Inc., Decision No. CU-6,029 (Feb. 17, 1971), in Sidney Freidberg & Bert B. Lockwood, Jr., The Measure of Damages in Claims Against Cuba in The Valuation of Nationalized Property in International Law (R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 128.
- (24) Claim of Bartlett-Collins Company, Decision No. CU-2,856 (July 3, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 44.
- (25) Claim of Libby Holman Reynolds, Decision No. CU-3,496 (Feb. 5, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., pp. 26-27.
- (26) Claim of Colgate-Palmolive Company, Decision No. CU-4,547 (March 4, 1970), Ann. J. Int'l L., Vol. 65, 1971, p. 627.
- (27) Cf. Salvvoli, Gabriele, op. cit., p. 262. 違法行為が補償支払の遅延にある場合、支払われるべき総額にまつて利息が支払われることが十分であるとして、その総額を使用することによつて高い利益が得られたか否かは検討の必要がなご。
- (28) Hearings before the House Committee on Foreign Affairs on the Bill H. R. 4406: Settlement of Claims against

Foreign Governments (Yugoslav Claims) (81st Cong., 1st Sess.), 1949, p. 6.

(29) この繰延へ利子の法的性質については、国際請求解決法第三部第三一〇節との関連において、それが判決のときから支払い期日までの遅滞利子 (moratory interest) であるか、それとも損失のときから判決のときまでの賠償利子 (compensatory interest) であるか検討されたが、遅滞利子と解釈された場合、アメリカ政府は利息の累積を避けるために認容額全額を迅速に支払わなければならないことになり、そのようなことがアメリカ議会の意図であるとは解されないとされた (Panel Opinion No. 5 of April 1956, 10 FCSC Semian. Rep. (Jan. -June, 1956), p. 90)。この点、ブンドシンドラーは国際違法行為が収用それ自体にあるのではなく、補償の不払いにある場合、この違法行為を拭い去るためには、十分な補償が時宜に支払われたと同じ状態に被収用者を置くことにあり、収用国に対して補償以外に遅延利息 (intérêts moratoires) が要求されることになっている (Bindschedler, Rudolf L., op. cit., p. 246)。しかし、このような遅延利息は判決執行の期日が過ぎてもなお執行されない場合にしか考えられなく (Salvioli, Gabriele, op. cit., p. 284)。

(30) Cf., FCSC Dec. & Ann., op. cit., p. 146.

(31) Claim of of Joseph Senser, Decision No. Y-663 (June 15, 1954), Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 20.

(32) しかし、ハンガ政府との請求条約にもとづく請求については、基金の稀少性が明確であるという理由で、裁定額には利息が含まれなかった。また他方、国際請求解決法第三部第三〇三節一項にもとづく、いわゆるブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府に対する戦時損害の請求についても、対外請求解決委員会は戦斗行為から直接結果する私有財産の損害が一般原則として補償の対象とされないとして、利息を認めなかった。

(33) See note 16 supra. Turner, Ernie Dave 事件においても、将来の収益に関する請求は財産が国有化によってハンガリー政府に帰属することになった限りに於いて却下されるとして、委員会は請求者が収用の際に財産の対価として補償を受

ける権利を有しており、国有化時点に受ける権利のあった金額が使用できなかったことの損失については利息のかたちで補償を求めたことだ(See note 18 supra)。

(45) Claim of John Hedio Proach, Decision No. PO-652 (Dec. 10, 1962), 17 FCSC Semiamn. Rep. (July-Dec., 1962), p. 48. この点については、国際請求解決法第五部にもとづく中華人民共和国に対する請求についても、利息が財産の国有化による損失に含まれるべきであるかが問題となったが、対外請求解決委員会は国際法上利息が損失の一部とみなされる」と結論した(Cf., Claim of Clarence Burton Day, et al., Decision No. CN-1 (Sept. 11, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 88)。

(46) See note 31 supra.

(47) See note 33 supra. Cf., Claim of the Estate of M. Sergey Friede, Decision No. SOV-1 (July 20, 1956), 10 FCSC Semiamn. Rep. (July-Dec., 1956), p. 169; Claim of Alexis G. Bacic, Decision No. Y2-1 (August 23, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., pp. 78-79.

(48) Claim of Karl Wapiennik, Decision No. RUM-2 (Jan. 16, 1957), 10 FCSC Semiamn. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 89; Cf., Panel Opinion No. 5 of April 1956, op. cit., p. 92.

(49) Claim of American Cast Iron Pipe Company, Decision No. CU-13 (Oct. 19, 1966), 25 FCSC Semiamn. Rep. (July-Dec., 1966), p. 52.

(50) Cf., Salviooli, Gabriele, op. cit., p. 285. この点、国際判例上、利子率は三、四、六、八パーセントと一定していないが、利息の問題一般について同じように、利子率の決定についても、裁判官は国内法令とりわけ債権国、債務国の法令に影響を受ける。

(51) See note 31 supra.

四 お わ り

一九四九年国際請求解決法をとおして国際請求委員会ならびに対外請求解決委員会が裁決した全裁定額はそれぞれの請求基金をはるかにこえる結果となった。たとえば、ユーゴスラヴィア政府との請求協定（一九四八年）にもとづく一括補償は認容総額の九一パーセントに達したけれども、ポーランド政府との請求協定による補償は認容総額の約三六パーセントに過ぎなかった。⁽¹⁾ また、国際請求解決法第二、四部にもとづく対ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、チェッコスロヴァキア請求基金は、それぞれの認容総額の五〇パーセント、一・五パーセント、三五パーセント、五・三パーセントにとどまっている。⁽²⁾ もっとも、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府に対する請求には国有化以外の戦時損害ならびに契約上の債務に関する請求も含まれているが、一九四九年、国際請求解決法案に関する下院外務委員会の公聴会において証言されているように、請求者が裁定額の一部を受取るにとどまり、利息支払いの問題は実際上というよりも理論上の問題に終っており、⁽³⁾ 先に挙げた百分率には対チェッコ請求に関する認容総額を例外として利息が含まれていない。

アメリカ政府が大戦後の東欧諸国による自国民財産の接收に対してアメリカ国民の権利を留保するとともに、「迅速、十分かつ実効的な補償」を条件として外国人財産を接收する国家の主権的権利を承認しているが、⁽⁴⁾ 社会的、経済的構造の変革としての国有化が国際法上そのような「迅速、十分かつ実効的な補償」の支払いを義務づけられる

ならば、国有化は国有化国の補償能力または支払い能力に条件づけられ、現実問題としてほとんど不可能になる。⁽⁵⁾この点、アメリカ政府が伝統的な在外自国民の外交的保護権を發動するにあたって混合請求裁判所 (mixed claims tribunal) といった司法的手続ないし司法的解決に訴えないで、現実的な外交手続によって一括補償協定を締結するにいたった背景には、そのような国有化財産の補償問題以外に、下院本会議における一九四九年国際請求解決法案の趣旨説明に関連して述べられているように、ユーゴスラヴィア政府との請求協定が「コミンフォルムの挑戦」に対して国際政治上もつところの戦略的意義としての政治的配慮、さらにユーゴスラヴィア政府の在米資産の凍結解除、武器貸与法上の債務などの広く経済的、財政的考慮があった。⁽⁷⁾

このような政治的、経済的、財政的な考慮を基礎とした解決方法は究極的には国有化国の補償能力を考慮した妥協によらざるをえない。⁽⁸⁾しかし、外交的保護権は国際法上国家に帰属しており、国家はその固有の権利として外交的保護の発動の可否ならびにその条件を任意に決定することができるうえに、かかる外交的保護にもとづく国際請求は国家が個人の代理として提出する請求ではなく、国家それ自体の請求である。⁽⁹⁾したがって、このような外交的手続による国有化の一括補償は個々の国有化財産の価値というよりは外交的保護の国家的性格を反映した、いわゆる交渉された補償 (indemnité négociée) であるといわれる。⁽¹⁰⁾

アメリカ政府は、一九六〇年にキューバ政府によるアメリカ資産の国有化に対しても国有化法の補償規定に関連して「迅速、十分かつ実効的な補償」を主張したが、⁽¹¹⁾いまだにその解決をみるにいたっていない。当初、キューバ政府によるこのような国有化ないしその他の収用にもとづくアメリカ国民の請求概算総額は四〇〇〇件、一五億ド

ルとみなされていたが、⁽¹²⁾その後、その請求件数および請求総額はそれらをはるかに凌駕してきており、⁽¹³⁾これまでの請求プログラムよりもその額において最大のものであるといわれている。⁽¹⁴⁾この点、国際請求解決法第五部はこれらの請求の妥当性とその額の裁決に限定し、その支払いに必要な請求基金についてはなんら規定していない。そして、これらの請求の解決は関係国との間における将来の交渉に委ねられ、⁽¹⁵⁾これらの裁定が補償総額の決定において基準として用いられるものとされているが、⁽¹⁶⁾いわゆる一括補償方式がより現実的な解決方法としてとられるならば、これらの請求をいつまでも以上におく述べていくことが妥当である。

(1) Cf. 1968 FCSC Ann. Rep., p. 25.

(2) Ibid., p. 26.

(3) Hearings before the House Committee on Foreign Affairs on the Bill H. R. 4406: Settlement of Claims Against Foreign Governments (Yugoslav Claims), 1949, pp. 6-7.

(4) Department of State Bulletin, Vol. 19, 1948, p. 408.

(5) Cf. Hyde, Charles Cheney, Compensation for Expropriation, Am. J. Int'l L., Vol. 33, 1939, p. 112.

(6) Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 1st Sess., Vol. 95, 1949, pp. 9011-9012.

(7) Dept. of State Bull., Vol. 19, 1948, p. 137; Cf. Senate Report No. 800 (81st Cong., 1st Sess.), International Claims Settlement Act of 1949, 1949, p. 3; House Report No. 770 (81st Cong., 1st Sess.), Settlement of Claims against Foreign Governments, 1949, p. 3. ルーマニア、ポーランドおよびハンガリー政府との請求協定の「関係国相互間の貿易、経済関係の改善」の題意に基づき締結された。(Cf., Dept. of State Bull., Vol. XLVI, 1960, p. 671; Dept. of State Bull., Vol. XL, 1959, p. 381; Dept. of State Bull., Vol. XLIX, 1963, p. 141)。

- (8) Cf., Kuhn, Arthur K., *Nationalization of Foreign-Owned Property in its Impact on International Law*, Am. J. Int'l L., Vol. 45, 1951. p. 710. この点、キーンンは現実をきいて収用財産の補償問題に法律外的な政治的、経済的考慮が必要であるから、補償方法上の妥協が国際法の原則上の妥協と解釈されてはならぬと述べている (Domar, Nicolas R., *Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe*, *Columbia Law Review*, Vol. 48, 1948, pp. 1159, 1161)。
- (9) Cf., Boachard, Edwin M., *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad*, New York, 1915, p. 356; Whiteman, Marjorie M., *Damages in International Law*, Washington, 1937, p. 275. たゞせば、ホーランド政府への請求協定であれば、アメリカ政府は当協定の発効後ホーランド政府に対して協定の主題にづいてアメリカ国民の請求をいっさい提出なしに取上げることができなく、そのような請求が個人によつてホーランド政府に直接提出された場合、当請求がアメリカ政府に移送されるものとしていふべきである。
- (10) Amador, F. V. Garcia, *Responsabilité internationale: quatrième rapport* (Document A/CN.4/119), *Annuaire de la Commission du Droit International*, 1959, Vol. II, p. 22. たゞせば、東欧諸国への補償協定の交渉過程におつてフランス政府はこゝに戦前における財産の市場価値 (valeur vénale) に言及しながらも、財産の価値よりも補償の額を考慮してつた (Viénot, Gilles, *Nationalisations étrangères et intérêts français*, Paris, 1953, p. 83)。¹⁾ この点、ノードマンは「正当な補償」の概念を対立する主張の釣合つた質的概念であるとして、補償が自発的に受入れられたか否かによつて正当性を主張する (Fouilloux, Gerard, *La Nationalisation et le droit international public*, Paris, 1962, p. 426)。
- (11) Dept. of State Bull., Vol. XLIII, 1960, p. 171.
- (12) House Report No. 1759 (88th Cong., 2nd Sess.), *Determination of Claims of U. S. Nationals against the Government of Cuba*, 1964, p. 2.

- (13) 1969 FCSC Ann. Rep., p. 14. その請求件数ならびに請求総額は一九六九年二月三十一日現在で八四六〇件、三三億四五〇〇万ドルに達した。
- (14) Cf. Freidberg, S. & Lockwood, Bert B., *The Measure of Damages in Claims Against Cuba, The Valuation of Nationalized Property in International Law* (R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 118.
- (15) House Report No. 1759, op. cit., p. 3.